

第 7 号

令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,054,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 債		1,000,000	△ 47,000	953,000
	1 県 債	1,000,000	△ 47,000	953,000
歳 入 合 計		1,101,000	△ 47,000	1,054,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 1,000,000	千円 △ 47,000	千円 953,000
	1 道 橋 路 橋 り よ う 費	1,000,000	△ 47,000	953,000
歳 出 合 計		1,101,000	△ 47,000	1,054,000

第2表 繰越明許費

款	項	金額
1 土 木 費		千円 132,000
	1 道路橋りょう費	132,000
合 計		132,000

第3表 地方債補正  
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路用地先行取得事業費	千円 1,000,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め15年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。	千円 953,000	(補正前に同じ)	(補正前に同じ)	(補正前に同じ)